

社会福祉法人 長岡京市社会福祉協議会 法人後見運営委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人長岡京市社会福祉協議会法人後見事業実施要綱第3条の規定に基づき、社会福祉法人長岡京市社会福祉協議会法人後見運営委員会（以下「委員会」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 委員会は、社会福祉法人長岡京市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の法人後見業務を適正にすすめるために、次の各号に掲げる業務をおこなう。

- (1) 後見人等の受任にかかる適否に関する審議
- (2) 類型移行申立て申請の承認
- (3) 後見人等の辞任申立て申請の承認
- (4) 法人後見業務に関する指導及び助言
- (5) その他、本会会長が必要と認めること

(委員の構成)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから4名以上を本会会長が委嘱する。

- (1) 弁護士
- (2) 司法書士
- (3) 社会福祉士
- (4) 行政機関関係者
- (5) 本会役員
- (6) 学識経験者

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を各1名おき、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、委員会発会時の委員の任期は、本会の他の委員会任期に準じる期間とする。

- 2 補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任可能とする

(委員会)

第6条 委員会は必要の都度、委員長が招集し、議長となる。ただし、初委員会は本会会長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。ただし、欠席する委員が書面審査可能な場合は、書面審査をもって出席に変えることができる。

3 委員会は、必要に応じ、特定の業務を委員に委託することができる。ただし、その業務の委託を受けた委員は、業務内容について委員会に報告しなければならない。

4 委員会の議事は、委員会出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(守秘義務)

第7条 委員は、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総合生活支援センターにおいて処理する。

(その他)

第9条 この要綱で定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員会の議を経て委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月21日から施行する。